

「福岡県障がい者アートレンタル事業」レンタル要項

1 目的

福岡県では、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を県民に提供するとともに、障がいのある方の収入向上、文化芸術活動を通じた社会参加を推進する。

2 事業概要

障がいのある方が制作した作品を募集、審査、登録する。登録作品のレプリカを官公庁、企業、団体等へ有料で貸与し、その料金の一部（30%）を作品制作者に還元する。

(1) 貸与先

官公庁、企業、団体、個人 等

(2) 期間

貸与期間は最短1カ月とする（原則）。

(3) 料金

① 基本プラン 4,500円（1作品／1ヶ月）

② 3ヶ月プラン 12,000円（1作品／3ヶ月）※1ヶ月あたり4,000円

③ 半年プラン 21,000円（1作品／6ヶ月）※1ヶ月あたり3,500円

④ 1年プラン 36,000円（1作品／1年間）※1ヶ月あたり3,000円

(4) 作品サイズ

380mm × 270mm（Mサイズ）、540mm × 380mm（Lサイズ）

※ いずれのサイズも料金は同じ。

3 レンタルまでの手続き等

(1) 申込

別添のレンタル申込書を下記「問い合わせ先」に提出または、HP上の申込フォームから申請する。

(2) 作品搬入・搬出

作品の搬入・搬出は、原則、事務局職員が貸与先へ訪問し実施する。なお、搬入・搬出に係る経費はレンタル料に含めることとし、別途、送料の徴収は行わない。

ただし、県外への貸出・返却については郵送により対応することとし、送料は申込者の負担とする。

(3) 作品の管理

レンタル期間中の作品及びその他備品の適切な管理を貸与先に依頼する。

ただし、破損・紛失等については事務局が加入する保険により対応することとし、貸与先の金銭的負担は求めない。

(4) 利用料金の支払い

契約終了後1ヶ月以内に、事務局が指定する口座に振込む。

4 問い合わせ先

福岡県障がい者アートレンタル事業事務局（受託者：特定非営利活動法人まる内）

〒815-0041 福岡市南区野間1-13-1-602

TEL：092-516-0677

FAX：092-516-0677

MAIL：artrental@maruworks.org